

ユニット清里荘 重要事項説明書

2024年10月1日現在

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清栄会
(2) 法人所在地 群馬県前橋市総社町植野 511-1
(3) 電話番号 027-251-5428
(4) 代表者氏名 理事長 水野 直美

2. 事業者の概要

- (1) 事業所の名称 ユニット 清里荘
(2) 事業所の所在地 群馬県前橋市青梨町 503
(3) 電話番号 027-226-1765
(4) FAX 番号 027-254-1514
(5) メールアドレス office@kiyosatosou.jp
(6) ホームページアドレス <https://www.kiyosatosou.jp>
(7) 事業所長氏名 木暮 有紀
(8) 事業所の種類 地域密着型介護老人福祉施設 群馬県 1090100387 号
(9) 設年月日 平成 26 年 4 月 1 日
(10) 利用定員 10 名
(11) 利用可能設備等 個室 10 部屋 13.28 m²~15.25 m²
食堂兼共同生活室 155.2 m²
医務室 34.96 m²
浴室(個別浴槽)

3. 事業実施地域

事業の実施地域 前橋市

4. 職員の配置状況

- | | | | |
|-------------|----------|--------------|--------|
| (1) 施設長 | 1名(兼務) | (6) 看護職員 | 1名以上 |
| (2) 事務員 | 1名以上(兼務) | (7) ユニットリーダー | 1名 |
| (3) 管理栄養士 | 1名(兼務) | (8) 介護士 | 5名以上 |
| (4) 生活相談員 | 1名(兼務) | (9) 嘱託医 | 2名(兼務) |
| (5) 介護支援専門員 | 1名(兼務) | (10) 機能訓練指導員 | 1名(兼務) |

5. 当事業所が提供するサービスの概要

【介護給付によるサービス】

食事介助	管理栄養士のもと、季節感を盛り込んだ豊富なメニューで提供させていただきます。 また、個々の身体状況に合わせて常食・刻み食・超刻み食・ミキサー食の中より選ぶことができます。 [提供場所] 食堂又は各居室 [朝食]7時45分～ [昼食]12時00分～ [夕食]18時00分～
入浴介助	手すりやリフト装置が設置された一般浴、車椅子やストレッチャーのまま入れる特殊浴を使用し、介助により安心して入浴していただけます。入浴は週 2 回を基本とし、体調により入浴できない場合は、随時清拭を行い、身体の清潔に努めます。

排泄介助	トイレやポータブルトイレへの介助からオムツ交換まで、身体状況に合わせ、適切な対応をします
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、個々の身体状況に合わせたリハビリを提供いたします
健康管理	年 1 回の健康診断や毎月の体重測定その他、嘱託医による診察、日々の健康管理を行います
余暇活動	適切な運動、製作活動、カラオケ等多岐にわたる余暇活動を提供させていただきます。また、季節に合わせ、趣向を凝らした各種行事(お花見・納涼祭・敬老会・忘年会等)を開催いたします
手続代行	介護認定申請を始めとする各種行政手続きの代行を行います
支払代行	日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を行います
その他	契約者に応じて、必要な介護をご提供いたします

【その他介護給付サービス加算】

加算	加算条件
日常生活支援加算	要介護 4、5 の認定を受けている契約者が 70%以上、新規契約者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が 65%以上であること。喀痰吸引や経管栄養を行う必要がある契約者が 15%以上であること。介護福祉士が利用者 6 人に対して 1 人以上であることを条件として加算
初期加算	契約者が新規に入所及び 1 ヶ月以上の入院後、再び入所した場合。30 日間算定
入院・外泊時加算	契約者が入院及び外泊の場合、6 日を限度として算定。 (ただし、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません)
経口維持加算	契約者が認知機能や摂食、嚥下機能の低下により、食事の経口摂食が困難となった場合でも、口で食べる楽しみを得られるように、多職種共同での支援の充実と促進を図ることを目的としている月に 1 回の加算
療養食加算	栄養士が契約者の状態に合わせた栄養管理や療養食を提供した場合に算定できる 1 日に 3 回を限度に加算
看取り介護加算	重度化対応加算を算定している施設で、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡前 45 日を限度として、死亡月に算定
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、口腔ケアについて介護職員に対し、技術的助言及び指導、口腔に関する介護職員からの相談等に対応するとして月に 1 回算定
安全対策体制加算	介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを評価する加算
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者の ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症に係る情報を、科学的介護情報システムを用いて厚生労働省に提出し、施設サービス計画を見直すなど、ケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算
科学的介護推進体制加算Ⅱ	上記(Ⅰ)に加えて、入所者ごとの疾病及び服薬の状況等の情報を、科学的介護情報システムを用いて厚生労働省に提出していること
ADL 維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	評価期間の中で、ADL の維持または改善の度合いが一定水準を超えている場合に算定
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	定期的な評価を行い、褥瘡の発生を予防するために計画的に褥瘡管理することを目的とした加算
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	上記(Ⅰ)に加えて、施設入所時に褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者について評価を実施し、当該月に褥瘡の発生が無いと判断された時に算定
新興感染症等施設療養費	新興感染症発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した入所者を施設内で療養を行うことを評価する加算

【介護保険の給付対象とならないサービス】

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

② 住居に要する費用(光熱水費及び室料)

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された住居費(滞在費)の金額(1日あたり)のご負担となります。

6. 利用にあたっての留意事項

面会	緊急時を除いて 10 時～16 時までとし、事前に電話連絡にて日時を予約して下さい 面会時にはマスク着用 検温をして頂き、玄関入口にあります「面会者健康チェックシート」に必要事項を記入してください
外出・外泊	2 日前までに連絡してください
飲酒・喫煙	ご希望に応じ、所定の場所で楽しんでいただけます ただし、医師の許可が必要な場合もあります
設備・器具の利用	職員の指示によって、ご利用ください
ペット飼育	健康・衛生面から原則として、ご遠慮願います

7. 利用料金お支払方法

所定の手続き終了後、翌月 27 日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座より引落します。ただし、不足が生じた場合、または予想される場合は、代理人(身元引受人)のほうに連絡いたしますので、引落し予定日までにご入金ください。

8. 個人情報の取扱い

- (1) 事業者は、契約者からご提供いただいた契約者本人及び家族に関する個人情報を下記の目的以外に利用致しません。

【入所者の個人情報の利用目的】

- 契約者への介護サービス提供
 - 介護保険事務
 - 契約者のために行う管理運営業務(入退所の管理、会計、事故報告、介護医療サービス)
 - 事業所のために行う管理運営業務(介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの自習への協力、職員の教育のために行う事例研究等)
- 尚、下記目的のためには、契約者及び家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【契約者の個人情報を第三者へ提供する場合】

- 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合。
- 他の介護事業者との連携(サービス担当者会議等)、連絡調整が必要な場合。
- 契約者の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合。
- 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合。
- 損害賠償保険等の請求にかかる保険会社への相談または届出等。

- (2) 施設広報誌・ホームページ・SNS 等への写真の掲示。

契約者又は代理人が個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等を申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り契約者の希望に沿うようにします。

9. 身体拘束の禁止

【身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き】

事業所は「生活介護のサービス」を行っている時に、契約者本人もしくは他の契約者の身体に危険を生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、契約者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず、契約者の身体拘束をする場合は、内容・目的・理由等をできる限り詳細に口頭や文書等により説明し、十分な理解を得るものとします。また、その状況や経過等を所定の用紙に記録し、閲覧に供します。

10. 虐待の防止について

事業者は、契約者(利用者)等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設定しています。

施設長 木暮有紀

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 研修等を通じて職員の契約者の対する人権意識・知識の向上に努めます。
(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者の家族等高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる契約者(利用者)を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
(5) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できるように体制を整え、職員が契約者(利用者)等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 相談・要望・苦情等の窓口

介護老人福祉施設に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

☆特別養護老人ホーム 清里荘 TEL 027-254-1513

[受付] 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

[担当] 生活相談員 細井 豊 ・ 佐藤成美

☆ユニット清里荘 TEL 027-226-1765

[受付] 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

[担当] ユニットリーダー 志塚 幸英

☆社会福祉法人清栄会 清里荘 TEL 027-254-1400

[受付] 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

[担当] 介護支援専門員 高橋 博美

☆前橋市役所介護保険課 TEL 027-224-1111

前橋市大手町 2-12-1

☆群馬県国民健康保険団体連合会・介護保険課 TEL 027-290-1319

前橋市元総社町 335-8

☆その他最寄りの市町村 介護保険課

12. 緊急時の対応方法

ご契約者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

13. 嘱託医療機関及び協力医療機関

嘱託医療機関 … うしいけ内科クリニック ・ 安立医院

協力医療機関 … 関越中央病院 ・ 上州総合歯科医院

14. 施設及び従業者に対する利益供与の禁止

施設及び従業者は、サービスの対償として、金品その他財産上の利益を収受しません。

[サービス利用料金表]

2024年10月1日

1. 施設利用料

1日あたり

介護度	ユニット型個室
要介護 1	682 単位
要介護 2	753 単位
要介護 3	828 単位
要介護 4	901 単位
要介護 5	971 単位

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

2. 加算(介護度に関係なく適用時に算定)

日常生活継続支援加算 2	46 単位/日
初期加算(入所日から 30 日以内。入院後の再入院も同様)	30 単位/日
入院・外泊時費用 (入院・外泊の翌日より 6 日間。月をまたがる場合は、最大で 12 日)	246 単位/日
療養食加算(1 日に 3 回を限度)	6 単位/日
経口維持加算 I	400 単位/日
口腔衛生管理加算(1 ヶ月)	90 単位/月
看取り介護加算 I 1(死亡日以前 31 日以上 45 日以下)	72 単位/日
看取り介護加算 I 2(死亡日以前 4 日以上 30 日以下)	144 単位/日
看取り介護加算 I 3(死亡日以前 2 日又は 3 日)	680 単位/日
看取り介護加算 I 4(死亡日)	1,280 単位/日
安全対策体制加算(入所日に 1 回)	20 単位
科学的介護推進体制加算 I	40 単位/月
科学的介護推進体制加算 II	50 単位/月
ADL 維持等加算 I	30 単位/月
ADL 維持等加算 II	60 単位/月
褥瘡マネジメント加算 I	3 単位/月
褥瘡マネジメント加算 II	13 単位/月
新興感染症等施設療養費(月 5 日限度)	240 単位/日

3. 居住費・食費

1日あたり

負担段階	所得要件	資産要件(預貯金等合計額)		個室	食費
		単身	夫婦		
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が 市民税非課である老齢福祉年金受給者	1,000 万円 以下	2,000 万円 以下	880 円	300 円
第 2 段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税	年金を含む合計所得 金額が年額 80 万円以下	1,650 万円 以下	880 円	390 円
第 3 段階①		年金を含む合計所得 金額が年額 80 万円 超 120 万円以下	1,550 万円 以下	1,370 円	650 円
第 3 段階②		年金を含む合計所得 金額が年額 120 万円 超	1,500 万円 以下	1,370 円	1,360 円
第 4 段階 (非該当)	上記に該当しない人			2,200 円	1,630 円

朝食 400 円・昼食 630 円・夕食 600 円

4. その他

- マスク 1 枚…10 円
- 預り金品管理委託料…100 円/日
- 個人専用の家電製品(TV・PC・スマホ充電含む)の電気代(1ヵ月)…1,500 円/月
入院の場合…50 円/日
- コピー代 A4 サイズ 1 枚…10 円
- 送料:ケアプラン(計画書)…実費(110 円～)
- 菓子代・日用品(歯ブラシ・入れ歯洗浄用容器・ティッシュ他)・理美容代・抗原検査キット代・予防接種代・死亡診断書(往診車代)・エンゼルセット代等 …実費

- 入院・外泊された場合
入院・外泊時においてお部屋(居室)を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。
入院・外泊の翌日より 6 日間は外泊時費用(246 単位/日)の適用となりますので、減額対象者(第 1 段階～第 3 段階)は負担限度額の居住費となりますが、それ以降の入院・外泊の期間は基準費用額(2,200 円/日)となります。
1 回の入院・外泊で月をまたがる場合は、最大で 13 泊(12 日)まで外泊時費用(246 単位/日)の適用となります。

5. 請求書アプリ導入(無償)に関する条項

1. 本契約に基づく請求書・領収書は、全て請求書アプリを通じて発行されます。
2. 紙の請求書・領収書は、原則として発行いたしません。
3. 特別な事情により紙の請求書・領収書を発行する場合、発行手数料として月毎に 330 円(税込)をご負担いただきます。
4. 請求書アプリの導入により、以下のメリットがあります。
 - ・環境保護:紙の使用を削減し、環境に優しい。
 - ・コスト削減:印刷や郵便のコストを削減。
 - ・効率向上:請求書の発行・管理が迅速かつ簡単に行え、他の家族や関係者にメールや LINE で共有できる。
 - お知らせ・写真等も送付。
 - ・リアルタイムアクセス:いつでもどこでも請求書・領収書を確認・管理可能。

* チェックをして下さい。

アプリ導入(無償)

請求書・領収書の紙での発行(330 円/月毎)

6. 算定方法

- 介護職員等処遇改善加算 I …介護サービス費(単位数)合計の 14.0%
- 1 単位あたり…10.14 円(地域区分 7 等級)

